

熊労発基 1201 第 2 号
令和 3 年 12 月 1 日

建設業労働災害防止協会熊本県支部長 殿

熊本労働局長



労働安全衛生法に定める報告義務違反の防止について（要請）

平素より労働行政の推進にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法・労働安全衛生規則では、労働災害により休業したときは、遅滞なく労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないこととされています。

熊本労働局では、これまでも事業者がこの報告義務を怠ることがないように、別添のリーフレットを用いる等の方法で周知・啓発を行ってきたところです。

しかし、熊本労働局管内において上記報告義務違反により刑事責任を問われた建設業事業者は、平成 30 年度から令和 2 年度まで毎年度各 1 件発生しており、加えて令和 3 年度については、すでに 4 件に上る事態となっています。（別表参照）

貴会におかれましては、労働安全衛生法に定める災害防止の安全基準の遵守と併せ、労働災害が発生した場合の報告義務について会員事業場に改めて周知していただき、貴会員事業場の遵法水準の維持・向上に努めていただきますようお願いいたします。



**「労災かくし」は
犯罪です。**

事業主は、労働者が労働災害にあつて休業・死亡した場合、
所轄の労働基準監督署に「労働者死傷病報告」を提出しなければなりません。

**労働災害に健康保険は使えない、使わない。
労働災害の受診は労災保険で!!**

労災保険の請求手続きについては、まず労働基準監督署へご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。⇒<http://www.mhlw.go.jp/>

平成30年度以降に送検したいわゆる「労災かくし」事件の一覧

年度	送検日	事件の概要
平成30年度	H31. 2. 25	建物修繕工事において、屋根上から墜落し骨折した労働災害について、真正な報告を行わなかったもの。
平成31（令和元）年度	R1. 6. 20	土木工事において、作業用踏み台から転落し頭部外傷した労働災害について、報告しなかったもの。
平成2年度	R2. 9. 4	土木工事において、コンクリート敷設作業で被災した労働災害について、真正な報告を行わなかったもの。
平成3年度	R3. 6. 15	建設工事において、鉄骨から墜落し骨折した労働災害について、真正な報告を行わなかったもの。
	R3. 6. 15	上記事件について共謀した元方事業者についても立件したものの。
	R3. 11. 9	土木工事において、建設機械による搬出物に接触し骨折した労働災害について報告しなかったもの。
	R3. 11. 30	土木工事において、高所から墜落し骨折した労働災害について報告しなかったもの。